

同志社大学

2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

年 月 日提出

所 属	職 名	氏 名
法	教授	上 田 健 二
研 究 題 目	55年を体験したアルトウール・カウフマンの法哲学 ——およびそこから導出される刑法解釈論上の諸帰結——	
研 究 成 果 の 概 要	<p>上掲のような包括的なテーマのもとにアルトウール・カウフマンの「人格的」法哲学の辿り着いた「寛容の原理」からどのような刑法解釈論上の諸帰結が得られるのかを、彼の法思想の形成史を明らかにすることが、申請者が自らに課した課題であった。この研究課題の遂行は、まさに現在進行中のため、その個別具体的な諸成果については、いまだここで詳らかにする段階には至っていない。とはいえ、研究の一環として是非とも必要とされるカウフマンの法哲学の成立基盤であるその師グスタフ・ラートブルフの法思想上の変遷を明らかにすべく、彼の法哲学上の諸々の作品のなかから重要なものを訳出するという作業をほぼ終えたところである。また、これと並行して「寛容原理」の刑法上の最も重要な適用領域として医事刑法上の現在焦眉の課題となっている諸問題を、2007年度の春学期に主として立命館大学の大学院性を対象とした特別ゼミナールにおいてフライブルク大学名誉教授、立命館大学客員教授（当時）であるアルビン・エーザーを囲んで集中的に取り組んだ。その成果は申請者の編訳として『医事（刑）法から統合的医事法へ』（『先端医療と刑法 第2版』）として近く刊行の運びとなっている。ところで、法哲学上の「寛容の原理」はつねに刑法における「責任原理」と一体のものとして把握されなければならない。では、この二つの原理は刑法解釈論においてどのように交錯するのか。これが現在進行中であり、2009年にも引き継がれるはずのテーマである。</p>	